

令和２年度埼玉県消費者団体との意見交換会の概要

- 1 日 時： 令和２年１０月３０日（金） １３：３０～１５：５０
- 2 場 所： さいたま新都心合同庁舎２号館 １１階防災対策室１・２
- 3 出席者： 〔消費者団体〕
埼玉県内消費者団体 役員等 ２５名
〔消費者庁〕
食品表示企画課 課長補佐 金子 雅隆 他１名
〔厚生労働省〕
医薬・生活衛生局 食品基準審査課 新開発食品保健対策室
主査 斎藤 雅文
〔農林水産省〕
消費・安全局 農産安全管理課 審査官 高島 賢
〔関東農政局〕
消費・安全部 消費生活課 課長 山下 浩一 他４名

4 情報提供

- 「ゲノム編集技術を利用して得られた生物に係る取扱方針（環境省公表）を受けた農林水産省の対応について」
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 審査官 高島 賢
- 「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて」
厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品基準審査課 主査 斎藤 雅文
- 「ゲノム編集技術応用食品の表示の考え方について」
消費者庁 食品表示企画課 課長補佐 金子 雅隆

5 情報提供後の意見交換概要



山下消費生活課長 挨拶

（消費者団体）

アメリカではすでに、ゲノム編集によって作出された高オレイン酸大豆の油が、レストラン等でも普通に流通しているという話をニュース等で聞きます。もし、その油を使用した加工品、例えばフライドポテトが日本に輸入された場合、そのフライドポテトにゲノム編集高オレイン酸大豆が使用されている旨の情報は表示等で知ることができるのでしょうか。

（農林水産省）

まず、この大豆についてお話しすると、高オレイン酸大豆は、アメリカにおいて契約栽培で作られているものです。従来大豆の場合は、大きな船にバラの形態で載せられ日本にやってきましたが、高オレイン酸大豆の場合は、かなり厳格に管理されていると聞いております。ですから、この大豆そのものが知らないうちに日本に流通されるということは考えにくいと思います。

（消費者庁）

ゲノム編集によって作出された高オレイン酸大豆が遺伝子組換え食品に該当する場合は、当然その旨の表示が必要となります。一方、従来の品種改良と同じであると考えられるゲノム編集技術で作出されているものであれば、この大豆を使用した加工品に表示の義務はありませんが、実際にこの大豆を使用している場合は、食品関連事業者等に表示をしていただくようお願いをしていくことにはなります。

（消費者団体）

生物多様性の影響の評価について、かなり短期間で行われているように思いますが、短期間の調査で本当に安全であることがわかるのかなと心配しています。そこで、評価はどのように行われているのか教えてください。

（農林水産省）

生物多様性の影響の評価で重要なのは、その遺伝の安定性です。遺伝子の機能を失わせるゲノム編集技術（ノックアウト）の場合、自然界で起きている従来の品種改良と同じであると考えておりますが、果たして、狙い通りの形質になっているか、データのばらつきが一定の範疇に収まっているかどうかなど、作出した当代（T0 世代）から次の世代（T1 世代）、さらに次の世代（T2）、そしてさらに次の世代（T3）とかなり厳しく確認していきます。



高島審査官

（消費者団体）

ゲノム編集食品が流通する際の届出については、新たなアレルギーが作られていないか、有害物質などが作られていないかなどをチェックしていくとのお話がありましたが、届出後、何年か経過してからの安全性も気になるところです。そこで、届出後、何年か経過した時に再チェックのようなものがあるのかどうか教えてください。



斎藤主査

（厚生労働省）

従来の品種改良と同じであると考えられるゲノム編集技術については、科学的にみても特段問題はないと考えられており、事前相談の時点で、取扱要領に基づきしっかり確認することとし、届出後に再度確認する予定はありません。しかし、万が一、新たな科学的知見が生じた場合は、取扱要領の見直しも考えています。

（消費者団体）

ゲノム編集食品であることを知りたいという消費者が多いことは理解していただいているようですが、今は表示に関して実効的な監視体制を確保することはできません。今後、必要に応じて取扱いの見直しを検討するというお話でした。これは、つまり、当分の間、表示の見直しはされずこのままということなのでしょうか。

（消費者庁）

現在、日本ではそもそも対象となるゲノム編集食品が市場に流通されていない状況と承知しています。今後、ゲノム編集食品の流通が始まり、国内外の状況に変化があれば表示の見直しもありうるということになります。海外の状況については注視してまいります。

（消費者団体）

ゲノム編集食品が市場に流通する前のこの時期に表示の見直しをすることは考えられないのでしょうか。

（消費者庁）

食品表示基準による表示義務を適用するとなれば、表示の間違いがあれば行政指導や罰則が科されることとなりますが、そのためには証拠をもって対応していかなければなりません。遺伝子組換えとは違って、変質が科学的に検証できない（従来の品種改良と同じ）という状況であれば、表示の義務化に関しては今のところ難しいということになります。

（消費者団体）

本日はとても分かりやすい説明ありがとうございました。ゲノム編集のなかでも、遺伝子を挿入する（ノックイン）技術については規制の対象とし、遺伝子の機能を失わせる（ノックアウト）技術については規制の対象としないという各省庁の対応もわかりました。ゲノム編集は新しくすばらしい技術であると思いますが、逆に言うと、この先どうなるか分からない未知の技術でもあると思いますので、やはり、

ゲノム編集されたすべての食品に表示をしていただきたいというのが消費者の気持ちです。そこで、ノックアウト食品に表示の義務化をした場合、何が問題なのか教えてください。

（消費者庁）

遺伝子の機能を失わせる（ノックアウト）技術については、従来の品種改良と同じであるとの考えから、安全性は問題がないとされていますので、表示の義務化は難しいと考えています。また、日本の食料事情では、海外から大量の食品が輸入されています。表示を義務化するとなれば、海外から輸入される食品にも日本と同じように外国に対応していただくことを求めなければなりません。国際ルール上、現時点では難しいことではないかと思っています。しかし、ゲノム編集されたすべての食品に表示をしてほしいという消費者の要望は承知していますので、ゲノム編集技術を利用して作られた食品であるということが明らかな場合には、表示をしていただくよう事業者にも周知したいと考えています。



金子課長補佐

（消費者団体）

日本ではこれまで長い年月をかけて品種改良が行われてきました。今後、ゲノム編集という歴史の浅い新しい技術が広く活用されていった場合、科学では予知できないこともたくさんあることから、いろいろな問題が出てくるのではないかと思っています。それは、技術そのものの問題ではなくても、技術プラスその他の多くの要因、例えば、農薬と絡まったらどうなるのか、放射性物質と絡まったらどうなるのか、その他の物質と絡まったらどうなるのか、加工されたらどうなるのかなど不安がたくさんあります。ですから、新しい技術による食品が流通する前に、開発事業者等からの届出を義務化し、この技術が今後どう変化していくのかも含めて、国にはきちんと管理していただきたいと思っています。しかし、届出も表示も義務ではないなかで、もしゲノム食品に何か問題が発生した場合、どう対応していくのか教えてください。後になって問題がわかり、そこから遡って規制していくというのも非常に難しいことだと思っています。

（厚生労働省）

厚生労働省では、ゲノム編集技術応用食品について、すべからず開発者からの事前相談を行い、従来の育種技術で起こり得る変化の範囲を超えるものは安全性審査を行います。なお、厚生労働省では厚生科学研究費などを用いた調査を行っていますので、今後、新たな科学的知見が生じた場合には当該食品の取扱いの見直しを行うことになります。

（消費者団体）

当団体では、不安な食品は使いたくない、食品は自ら選ぶことが大事ということで、ノックアウト食品も含め全てのゲノム編集食品を使わない方向で食品等を管理し取り扱っていくという方針を持っています。また、国に対して、届出されたゲノム編集食品の情報開示を



全体の様子

ずっと追及してきました。しかし、届出も規制も義務ではないとなった時に、その追及が非常に難しくなりますので、ゲノム編集についてはノックアウトも含めたうえで技術全体と捉え、届出が義務化されることを期待しています。それから、消費者庁にお願いがあります。原料原産地表示についてもトレーサビリティを追及することにより違反がわかると思いますから、ノックアウト食品においてもトレーサビリティにより原料の確認をすることが可能ではないかと思っています。ですから、ノックアウト食品は従来の品種改良と同じだから見分けられないということではなく、トレーサビリティの考え方も取り入れていただくなど工夫しながら、消費者にゲノム食品であることがわかるよう、消費者の選ぶ権利を確保していただけますようよろしくお願いします。本日はありがとうございました。

（消費者団体）

去年は、かなりゲノム編集に関する記事が新聞に掲載されたり、テレビで放送されたりしましたので、すぐにでも市場にゲノム編集食品が流通されると思っていました。しかし、本日のお話ではまだ市場に流通しているものはないということで驚いているところです。なぜ、いまだに流通していないのでしょうか。また、流通していないことについて、担当者としてどのように感じているか教えてください。

（厚生労働省）

国内でもゲノム編集食品の開発はかなり進んでいますし、実際に開発者から事前相談も受けている状況です。ですから、今後、開発者のタイミングで届出されるのではないかと思います。なお、担当者の受け止めとしては、昨年10月に「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」が定められましたが、決定の前に市場流通されなかったことについては、安心しているところです。しかし、ゲノム編集技術応用食品について消費者の皆さまが不安を持っているということも理解していますので、今後もいろいろな機会を通じて意見交換等を行い、この食品について皆さまに知っていただき、そして一緒に考えていただくことができればと

思っています。

（消費者団体事務局）

本日の意見交換会は、予定時間を少しオーバーしましたが、それだけ消費者の関心が高いテーマであったということであり、開催できて本当によかったと思っています。そもそも意見交換会については、１年前に準備を開始し、開催日も決定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期となっていました。また、意見交換のスタイルも参加者が活発に発言出来るようグループ討議で準備していましたが、本日はソーシャルディスタンスを保ちながらの開催ということで実現することはできませんでした。ですから、消化不良の部分もあったかもしれませんが、でも、とても有意義な場になったと思っています。気になったことといえば、このゲノム編集技術について、事業者、農業団体、生産者はどう受け止めているのかということ。そのあたりも情報収集し、この場で情報提供しながら進行できていたらもっとよかったと思っています。私としては、消費者と行政の意見交換は今後も継続していただきたいと思いますが、さらに事業者、農業団体、生産者を含めたなかでのリスクコミュニケーションも設定していただければ、お互いの気持ちも通じ合ってさらに実り多いものになるのではないかと思います。そのようなことを積み重ねていくことが食の問題の対策に繋がっていくと思いますのでご検討をよろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。